

# 保険料の納め方と 計算方法

健康保険と厚生年金保険の保険料は、事業主と被保険者が折半負担し、事業主が一括して当月分を翌月末日までに納付します。毎月の給与の支払い時には、標準報酬月額に保険料率を乗じた保険料の負担が必要になり、また賞与の支払時には標準賞与額に保険料率を乗じた保険料の負担が必要になります。

標準報酬月額は、算定基礎届の提出によってその年の9月から翌年8月までの分が決められ(定時決定)、月額変更届によってそのつど改定されます(随時改定)。保険者はこれらの届出のほかに、事業主から提出された資格取得届や資格喪失届などをもとに、毎月の保険料を計算して通知しています。

このため届出が遅れると、保険料をさかのぼって精算しなければならない場合もあるため、手続きはすみやかに行うようにしたいものです。

## 給 与支払月の保険料の納め方

日が翌月の1日になるため、退職月も保険料を納付します。この場合、事業主は前月分と当月分の被保険者負担分の保険料を、退職月の給与から控除することになります。

## 賞 与支払月の保険料の納め方

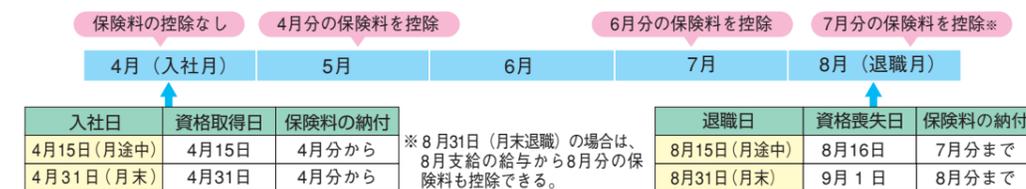
賞与が支払われた月は、次のように納付の手続きを行います。

- ①「被保険者賞与支払届」、「被保険者賞与支払届総括表」(FDやMOによる届出、インターネットによる電子申請も可能)を、支

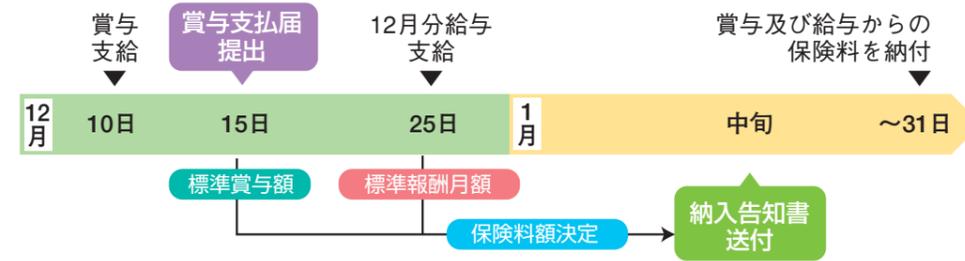
通常の給与支払月の保険料は、事業主が事業主負担分と被保険者負担分を一括して、翌月末日までに年金事務所等(健康保険組合、厚生年金基金)へ納付します。

保険料は資格取得の当月分から資格喪失した月の前月分まで、月単位で納付します。このため月の途中や月末に資格取得した場合でも1ヵ月分の保険料を納付します。資格を喪失したときは、喪失月の保険料の負担はありません。ただし、月末退職の場合は資格喪失

### 資格取得・喪失日と保険料控除の関係(例)



### 賞与支払月の保険料納付の手順(例)



給日から5日以内に年金事務所等へ提出します。

- ②給与からの保険料と賞与からの保険料とを合算した保険料額が記入された納入告知書が、年金事務所等から賞与支払月の翌月中旬頃に送付されてきます。

- ③その後の手続きは通常の給与支払月と同様に行い、翌月末日までに納めます。

なお、被保険者資格喪失月に支払われた賞与についても、毎月の給与のときと同様に保険料の負担はありません。

※協会けんぽの健康保険料率は、健康保険の運営に充てるための「基本保険料率」と、高齢者医療の納付金などに充てるための「特定保険料率」を合わせたものです。

### ●月々の給与から控除する保険料

#### <健康保険料(都道府県ごとに設定)>

■介護保険に該当しない被保険者の健康保険料(40歳未満、65歳以上75歳未満)  
= 標準報酬月額 × 健康保険料率

■介護保険に該当する被保険者の健康保険料(40歳以上65歳未満)  
= 標準報酬月額 × (健康保険料率 + 介護保険料率)

#### <厚生年金保険料>

厚生年金保険料 = 標準報酬月額 × 厚生年金保険料率

### ●賞与から控除する保険料

#### <健康保険料(都道府県ごとに設定)>

■介護保険に該当しない被保険者の健康保険料(40歳未満、65歳以上75歳未満)  
= 標準賞与額 × 健康保険料率

■介護保険に該当する被保険者の健康保険料(40歳以上65歳未満)  
= 標準賞与額 × (健康保険料率 + 介護保険料率)

※標準賞与額は、年度の累計で540万円が上限になります。

#### <厚生年金保険料>

厚生年金保険料 = 標準賞与額 × 厚生年金保険料率  
※標準賞与額は、支給ごとに150万円が上限になります。

## 保 険料の計算方法

保険料は、次のように標準報酬月額および標準賞与額に同率の保険料率を乗じて計算して得た額を、労使で折半負担します。

全国健康保険協会(協会けんぽ)の健康保険料率は都道府県ごとに定められ、介護保険料率は全国一律になっています。健康保険組合(健保組合)の健康保険料率と介護保険料率は、各健保組合の財政状況に応じて定めることになっています。

厚生年金保険の保険料率は、毎年9月に引き上げられます。厚生年金基金に加入している事業所の被保険者は、厚生年金基金が国の老齢厚生年金の一部を代行給付しているため、その分を国に納めることが免除され、厚生年金基金に掛金として納めています。